

4. 特定関係法人の異動

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社において、「特定関係法人（金商法第166条第5項に規定する特定関係法人をいう。）の異動」が生じた場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号d（d）】

※ 特定関係法人の異動には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 開示の時期については、名義書換の有無にかかわらず、自らによる新株式発行を決定したこと（合併・第三者割当等）、大量保有報告書がEDINETを通じて提出されたこと、特定関係法人（新たにこれらに該当することとなる者を含む。）からの連絡を受けたことなどにより異動が確実と見込まれた時点又は異動を確認した時点とします。
- ③ 大量保有報告書により特定関係法人の異動を確認した場合等で、報告された所有株式数と名義ベースの所有株式数が異なる場合には、参考として名義ベースの株式数も記載してください。
- ④ 発行済株式数の増加により既存の特定関係法人の議決権比率が下がった場合のように、所有株式数に変動がない場合であっても、総株主の議決権数に変動がある場合には、「特定関係法人の異動」に該当し、開示が必要となる場合がありますので、留意してください。

〔その他の注意事項〕

- ① 特定関係法人のうち、親会社の異動が生じる場合であって、当該異動が生じる前における上場投資法人の資産の運用に係る業務の運営体制が、当該異動が生じた後において実質的に存続していないと東証が認める場合には、上場規程第1206条第1項審査を受ける必要がありますので、事前に東証まで相談してください。
- ② 特定関係法人のうち、親会社の異動が生じる場合であって、開示とは別に東証まで所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は「第3編 東証への提出書類」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 異動年月日

- ・ 異動年月日が開示日後となる場合には、「異動予定年月日」として記載する。
- ・ 異動年月日を確認できない場合は、会社として異動を確認した年月日を「異動確認年月日」として記載する。

b. 異動について知るに至った経緯

- ・ 異動の理由についても認識し得る範囲で記載する。

c. 異動した特定関係法人の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、投資法人及び資産運用会社と特定関係法人の関係（*）を記載する。

（*）投資法人・資産運用会社と特定関係法人の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における投資法人・資産運用会社と特定関係法人との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前営業期間・直前事業年度の末日における投資法人・資産運用会社と特定関係法人との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前営業期間・直前事業年度における投資法人・資産運用会社と特定関係法人との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 関連当事者への該当状況として、直前営業期間・直前事業年度の末日において、特定関係法人が投資法人・資産運用会社の関連当事者（※1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（※2）。なお、直前営業期間・直前事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載する。

（※1）関連当事者とは、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。

（※2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。

- ※ 特定関係法人がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、投資法人・資産運用会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況・その他特筆すべき関係）、資産運用会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係・その他特筆すべき関係）を可能な範囲で記載する。

- ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

d. 異動前後における当該特定関係法人の所有する議決権の数・所有株式数、総株主の議決権の数に対する割合及び議決権のない株式として発行済株式総数から控除した株式数

e. 今後の見通し

- ・ 投資法人に与える影響として、投資法人の資産運用委託契約の変更内容、資産運用会社の機構の変更内容、投資運用の意思決定機構の変更内容、コンプライアンス・利害関係者等に関するルールの変更内容、投資方針の変更内容、スポンサー等との契約の変更内容を記載する。
- ・ 投資法人の上場の継続に関する見込み（親会社の異動が生じる場合であって、上場規程第1206条第1項審査を申請する予定等があればその旨）を記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合や当該特定関係法人の保有方針等を把握している場合は、その内容を記載する。

f. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項